

令和7年度第2回
荒川区子ども・子育て会議

議事要録

日 時：令和7年10月23日(木)午後2時05分～午後3時35分
会 場：サンパール荒川 第2・3集会室

佐藤会長

ただいまより、令和7年度第2回荒川区子ども・子育て会議を開催いたします。

皆様方におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の司会進行も会長の私、佐藤が担当させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、委員名簿及び席次表が席上に配付してありますので、ご覧ください。

本日も議事の進行にご協力いただけましたらありがとうございます。なお、会議録作成のため、本日の会議を録音させていただきます。会議録については、委員の皆様方にもご確認いただいた後、会議資料とともに区のホームページに掲載させていただきます。

それから、毎度のことございますが、荒川区子ども・子育て会議運営要綱に基づきまして、本会議は傍聴を許可してございます。ご希望の方がいらっしゃいましたら、入場していただいくつよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤会長

ありがとうございます。では、入場をお願いいたします。

(傍聴者入場)

佐藤会長

それでは、議事に入らせていただきます。まずは議事(1)令和8年度認可保育所等の利用定員について、事務局でご説明をお願いいたします。

村松保育課長

令和8年度認可保育所等の利用定員について、ご説明いたします。

資料1をご覧ください。令和8年度の認可保育所、施設数は67園となります。総定員数につきましては、6,001名となります。

続きまして、次のページ、令和8年度の認証保育所の保育所数は6園、総定員数は、124名となっております。そして、令和8年度の家庭福祉委員、いわゆる保育ママの事業者数が12名、そして定員数が33名となる予定でございます。

簡単ではありますが、説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

佐藤会長

ありがとうございました。本日の会議では、進行上、質疑応答の時間は後ほどまとめて設けさせていただいておりますので、その時に一括してお受けしたいと思います。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議事(2)令和8年度幼稚園等の募集人数について、事務局よりご説明をお願いいたします。

後藤子育て支援課長

資料2の令和8年度幼稚園等募集人数一覧をご覧ください。1番の区立幼稚園等の募集人数につきましては、3歳児の枠で合計135名。4歳、5歳の募集人数につきましては、定員に対する空き人数を記載しております。3歳から5歳までの合計では333人の募集定員となっております。

2の私立幼稚園等につきましても同様に、全体の募集定員として400人となっており、一番下に区立幼稚園と私立幼稚園等を合計した人数を記載しております。詳細につきましては、本日配付してございます資料の中に幼稚園のご案内等がついておりますので、ご確認いただければと思います。説明は以上でございます。

佐藤会長

ありがとうございました。議事(2)は、以上とさせていただきます。

続きまして、議事(3)に移ります。令和8年度学童クラブの利用定員について、事務局よりご説明をお願いいたします。

村上児童青少年課長

令和8年度の学童クラブ定員等についてご説明いたします。資料3-1をご覧ください。学童クラブ名とその下に委託先の事業者名が記載されております。定員の変更があったのは4か所で、10番の峠田小学童クラブ、こちらは令和8年度に新設される学童クラブとして、定員90名が丸々増となります。

11番の花の木学童クラブは、7年度の定員は60名でしたが、現在約半数の児童が峠田小在籍児童ですので、峠田小学童クラブ開設によりまして、花の木学童クラブ在籍児童が減ること、また、8年度に東京都の認証学童クラブ制度に移行を踏まえた定員として45名としております。

認証学童クラブの定員は1クラス当たり40名ですが、令和9年度までは45名まで可とする経過措置が設けられております。

19番の熊野前学童クラブは、7年度、定員50名でしたが、花の木学童クラブ同様、8年度に東京都の認証学童クラブ制度に移行することを踏まえまして、定員を45名としております。

27番のひぐらし小学童クラブは、7年度の定員は100名でしたが、希望者数が多いことも踏まえまして、10名増の110名の定員としております。

定員の合計につきましては、7年度は2,095名でしたが、8年度は80名増えまして、2,175名の定員となります。

4年生から6年生の高学年の受入学童クラブは、表中の丸印がある10か所です。また、8年度から認証学童クラブへ移行するところにつきましては、土曜日の時間が1時間延長されることから、丸印のある5か所、こちらが延長する学童クラブとなっております。

資料3-2をご覧ください。令和8年度の学校別の申請が可能な学童クラブです。令和7年度までは1つの学童クラブしか申請できない学校が17校、複数の学童クラブが申請できる学

校が7校でした。来月から始まります令和8年度の学童クラブ利用一斉申請から、各小学校の近隣にある学童クラブを選択肢に加え、全ての小学校において複数の学童クラブを選択できるよう編成いたします。

編成の考え方について、これまで利用調整が発生した際に、区が利用調整先として各小学校から距離の近い学童クラブをご案内してきましたが、一斉申請段階から利用者が選択できるようになります。他校の学童クラブを選択できることになりますので、まずは所属校の児童が優先的に入所できるように利用を承認した後に、他校の児童を指数の高い順に利用承認する予定となってございます。

峡田小の児童につきましては、現在、学校内に学童クラブがありませんので、峡田、花の木、ひぐらし、六日小学童クラブに在籍してございます。峡田小の現1年生、2年生は、経過措置といたしまして、令和7年10月1日に在籍している学童クラブも令和9年度まで選択できるものといたします。説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

佐藤会長

ありがとうございました。議事(3)は、以上とさせていただきます。

続きまして、議事(4)に移ります。荒川区子ども家庭総合センター(児童相談所業務)の運営状況について、事務局よりご説明をお願いいたします。

佐藤子ども家庭総合センター副所長

議事(4)になります。子ども家庭総合センターの運営状況についてご説明をさせていただきます。資料4をご覧ください。ページ数が多いので、ポイントを絞ってご説明をさせていただければと思います。

まず、資料の1ページから17ページまでにつきましては、荒川区の人口の推移ですとか、子ども家庭総合センター設置の経緯などを記載させていただいておりますので、こちらにつきましては、後ほどご確認をいただければと思います。

それから、18ページから事業概要になっております。

まず19ページ、こちらには全国と東京都の児童相談所の相談受理件数の推移をお示しております。令和6年度の件数につきましては、現段階でまだ未公表になっておりますので、令和5年度までの状況が示されております。全国では近年、年度によって幾らか増減はありますつも、全体的に増加の傾向で推移をしているという状況でございます。それから、東京都につきましても、表のとおり増加の傾向をたどっており、全体的に増加の状況が見られています。

おめくりいただきまして、21ページをご覧ください。こちらに荒川区の相談受理件数を記載させていただいております。荒川区につきましては、相談受理件数、令和6年度について1,322件ということで、こちらも昨年度から増加傾向でございます。

内訳等の詳細につきましては、前回の子ども・子育て会議のときにご説明をさせていただきましたので、こちらについては割愛をさせていただければと思います。

それから、ページが少し飛びまして、30ページをご覧ください。こちらには社会的養育の状

況につきまして、隣の31ページの上の表に里親登録数をお示ししております。里親の登録数につきましては、荒川区に児童相談所ができたことで区民の皆さんの関心も高まっておりまして、登録数が年々増えております。

また、1枚おめくりいただきまして、33ページにショートステイ事業についてお示ししております。ショートステイ事業につきましては、保護者の病気や育児疲れ、看護疲れ等により、一時的にお子さんの養育が困難な場合に利用いただいている事業でございます。レスパイト的にショートステイを利用して、保護者の育児負担の軽減を図ることで、虐待の未然防止につなげております。

ショートステイの実績につきましては、33ページの下に表をお示ししております。こちらの利用実績も伸びている状況でございます。

それから、35ページ以降が統計資料には、様々な相談実績等の詳細を記載しております。表になっておりますので、こちらにつきましても、後ほどお時間のあるときにご確認をいただければと思います。説明は以上になります。

佐藤会長

ありがとうございました。議事(4)は、以上とさせていただきます。

続きまして、議事(5)第2期荒川区子ども・子育て支援計画事業の実施状況について、事務局よりご説明をお願いいたします。

後藤子育て支援課長

資料5をご覧ください。第2期の子ども・子育て支援計画は、令和2年度から6年度の5か年の計画となっております。本年度の令和7年度は、昨年度、皆様方に審議いただきながら策定しました荒川区子ども・若者総合計画、こちらのピンク色の計画、1年目として今年度は推進しておりますが、このたび報告いたします第2期子ども・子育て支援計画、ちょっと手元になく恐縮ですが、黄色のほうは、昨年度が5年目の最終年度でございましたので、この振り返りとして、主に令和6年度の実績を中心にご報告いたしております。

まず今回の報告が第2期の計画、令和2年から6年までの5か年間の全ての実施状況が確定した内容ということもありますので、まず第2期の5年間を総括で申し上げますと、令和2年度、3年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、区の事業が一部休止、縮小するなどの対応がございましたが、コロナが落ち着き始めた4年度からは実績数が回復して、コロナ取扱いが5類に分類された5年度からはより回復し、6年度はさらに実績が上がっているというような5年間の傾向がございました。

それでは、ここからは掲載事業の147事業について、要点を絞って説明をさせていただきます。

まず1ページ目の基本目標1、妊娠期からの切れ目のない支援強化による養育環境の整備と生涯を通じた健康づくりの施策1-1、妊娠・出産期の支援の充実、体系コードの1-1-2、出産・子育て応援事業をご覧ください。

こちらは昨年度、面接率が90.7%となっております。こちらについては、令和5年3月から面接を受けられた方に出産応援ギフトなどの配付といった経済的な支援を開始したこともあり、令和5年度、6年度と面接率が高い水準を維持しております。

資料をおめくりいただきて、3ページをご覧ください。1-1-8、産後ケア事業でございます。サービス形態として、産後ケア事業は宿泊型、日帰り型、訪問型の3形態を実施しております、いずれも利用状況が高い状況にありますが、コロナが収束したということもあり、今まで訪問型が多かったところが宿泊型、日帰り型のニーズが回復して多くなってきております。

大分飛びまして、次が10ページをご覧ください。1-2-11、親子ふれあい入浴事業でございます。令和6年度、数字が増えておりますが、こちらは中学生に対象を拡大したこともあり、ふれあい入浴事業を活用して銭湯を利用した親子の人数が増えている傾向です。

続きまして、13ページをご覧ください。基本目標2、児童虐待の予防と子どもの権利擁護、施策2-1、児童相談体制の充実による虐待防止につきましては、先ほど子ども家庭総合センターから報告がありましたので、割愛させていただきます。

続いて、15ページの施策2-2、子どもの権利擁護・意識の醸成についてです。2-2-4、子ども権利についての周知として、今年度、先ほど審査いただいたポスター・コンクールを新たに実施しておりますが、こちらについても子どもの権利の普及啓発に向けて様々な取組を進めているところでございます。

続いて、16ページ、17ページをご覧ください。基本目標3、子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上、施策3-1、幼児教育・保育の充実と質の向上につきましては、前回の子ども・子育て会議において、幼稚園、保育園の本年度の就園状況を報告させていただきました。中でも保育園の利用率は増加傾向であるところですが、引き続き幼児教育・保育の質の維持・向上していくために支援をしていく必要があると考えております。

少し飛びまして、21ページをご覧ください。施策の3-2、在宅育児家庭に対する支援の充実について、この施策に関する事業は、おおむね全て右肩上がりで推移しております、3-2-1、ファミリー・サポート・センター事業、3-2-2、在宅育児家庭訪問事業の検討のベビーシッター利用支援、3-2-5、地域子育て交流サロンにおける一時預かりの子育て交流サロン事業等について、それぞれ年々利用実績が増加傾向です。

続いて、少し飛びまして、24ページの基本目標4、子どもの生きる力と活動の支援、施策4-1、放課後児童に対する支援ですが、こちらも前回の子ども・子育て会議において、学童クラブやにこにこスクールの状況を報告しております、先ほども定員数の報告をさせていただいております。

続いて、26ページの施策4-2、成長と活動の場の機会の充実ですが、こちらに含まれた事業は、主に体験活動が多く、コロナ禍には休止しておりましたが、形を変えながらも多くの事業が再開して、子どもたちが様々な体験を得られる環境が戻ってきました。

29ページをご覧ください。基本目標5、支援が必要な子ども・家庭への支援につきましては、

様々な理由で支援を必要とするお子さんに支援を届ける施策に取り組んでいるところでございます。

32ページをご覧ください。施策5-2、社会的養護の充実におきましては、令和5年4月に荒川八丁目に児童養護施設が開設されました。また、5-2-3の児童養護施設退所後の自立支援につきましては、児童養護施設等を退所した後に社会へ出て自立することへの支援、いわゆるケアリーバー支援を令和5年度に開始しております。

33ページをご覧ください。施策の5-3、ひとり親の自立支援の推進について、体系5-3-1、ひとり親家庭相談につきましては、令和5年度に相談件数が非常に増加しております、談のカウントを見直したところもありますけど、相談員を中心に、ひとり親が抱える様々な悩みに關しまして、きめ細かく対応しているところでございます。

35ページをご覧ください。施策5-4、特別な支援を必要とする子どもと若者への支援でございます。36ページの体系コード5-4-6、障がい児の移動支援ですが、障がいのあるお子さんが増えていることから、移動支援の需要も増えており、支援者の確保に努めながら、外出や移動を支援しています。

38ページをご覧ください。基本目標6、困難を抱える若者とその家族への支援、施策6-1、中途退学・若者無業者・ひきこもり対策です。この中で、39ページの6-1-6、子ども・若者支援プロジェクトにつきまして、複雑化する若者の課題に対応すべく、令和4年12月に電話やメール、チャットによる若者相談わっかを開設し、令和5年度からLINEからも相談がつながるようになり、若者から様々な相談を受け付けている状況でございます。

続きまして、41ページ、施策6-3、若者の自殺予防、6-3-3、自殺予防のための人材養成につきましては、区職員や関係機関の職員を対象に、ゲートキーパー研修を行っており、身近な人のSOSのサインに気づき、関係機関につなげる人材育成に取り組んでいます。

この資料の最後として、42ページご覧ください。基本目標7、社会の一員として地域に貢献できる環境づくりの中の施策7-1、ワーク・ライフ・バランスの推進について、7-1-1女性の就労支援のための取組です。就労支援のため、女性のおしごと相談デスクの設置やキャリア講座やセミナーを開催しています。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

佐藤会長

ありがとうございました。議事(5)は、以上とさせていただきます。

それでは、本日用意した議事は全て終了いたしましたので、ここから、ご質問、ご意見などをお伺いします。ご質問、ご意見などがございます方がいらっしゃいましたら、挙手にてお願いたします。では、よろしくお願いいいたします。

木村委員

東京都立大学の木村と申します。いつも学生の実習や地域支援等では、大変お世話になっております。本日のご報告も大変きめ細やかで、丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございます。

ざいました。

私から2点質問させていただきます。1点目が、子ども家庭センターが令和6年の4月以降、設置が努力義務化されたということだったと思いますが、荒川区では、設置は形とかお箱ではなく、機能的な設置という理解でよいのかどうか。例えば従前の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合センターとの機能を合体させるというようなことで運用されているかどうかというところを1点。

それから、資料5になります。今、詳細に数字的なものもご説明いただきましたが、産後ケアと地域子育て支援拠点事業、子育て交流サロンに該当する活動は、事業としては数値も増えていて、とても盛んになっているのは感じ取れたのですが、一方で、13ページと23ページに記載がある要対協の会議の回数ですか、安心子育て支援事業、そちらの支援者の派遣ですか、それから産後ボランティアの派遣、こういったものが若干減ってきてているようですが、これに何か要因があるかどうか、どのようにお考えなのか教えていただければと思います。

後藤子育て支援課長

子育て支援課から、まず子ども家庭センターについて説明をさせていただきます。

まず、子ども家庭センターにつきましては、以前ありました子育て世代包括支援センターと統合する形で、現在、子育て支援課が窓口となりまして、センター長は子育て支援課長が務めさせていただいて、保健所と子ども家庭総合センター等で子育て支援課を中心として、関係する機関が集まる会議を月に1回、大体20人ぐらいで集まって、そこで課題を共有したり、これからのことについて検討する場ということで担っている状況でございます。これに関連する形で、同じメンバーで課題のあるお子さんについても状況を別途把握するような形で運用して、子どもたちのリスクなど、個別の支援についても共有し、日々連携できる体制をつくりつつある状況でございます。

2点目の事業について、私と子ども家庭総合センターでこの後報告をさせていただきますが、まず産後支援ボランティアの件数が減っている部分について、ベビーシッターの派遣事業の認知度がかなり高まっています。年々増えているということもあります。それで今年度、少し産後(35)サポネットさんの活動が減ったというのがありますが、2年、3年度に比べると増えているところでございます。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長

子ども家庭総合センターでございます。13ページの要保護児童対策地域協議会について、まずご説明させていただきます。

会議の回数につきましては、個別ケース検討会議という会議の開催数を記載してございます。こちらの個別ケース検討会議と申しますのが、一つのご家庭に対して様々支援に関わっている方々が集まって、それぞれ役割分担などを検討しながら支援を検討する会議でございまして、複雑に様々な課題を抱えていらっしゃるご家庭に対して開催する会議でございます。そういう位置づけで会議を開催した回数が令和6年度は37回だったということでございます。

ただ、この会議の開催以外でも、関係所管とは隨時連携して支援を取り組んでおりますので、ご安心いただければと思います。

それから、安心子育て訪問事業の件数につきましては、こちら、内容のところに育児不安を抱えているが十分な支援が届いていない家庭に傾聴や家事、育児を協働で行うボランティアを派遣するということで書かせてもらっています。こちらの事業がボランティアさん、区内の団体さんにご協力をいただいて派遣をしている事業でございますが、ご家庭の状況がかなり深い課題を抱えているご家庭で、なかなかボランティアさんだけでの対応というのは難しいご家庭の場合は、専門のスタッフを派遣する事業を別途行っておりまして、そちらのほうで支援をしているところでございます。

木村委員

代替となる事業や会議が網の目のように組まれていることをお伺いできて、安心いたしました。

あと1点、情報提供です。国レベルでは、産後ケア事業の前の生まれるところの産前のケアでアウトリーチなどを取り入れるモデル事業が実施されていて、まだ私たちが目にするところまでは評価が進んでいないのかなと思って見ているのですが、実際に産後ケア等に関わっている多くの助産師のコメントで、産後からではなくて、産前からアウトリーチ等で関わられるシステムがとても必要なのではないかということをよく聞くようになっています。荒川区でも先行してそういう支援ができるようになりますと、数年後に発生してくる虐待防止の観点からも、非常に充実した支援ができるのではないかと思いました。最近そういう情報に触れることがあり、共有できればと思いました。以上でございます。

佐藤会長

ありがとうございます。では、そのほか、いかがでしょうか。

長谷川副会長

本日もご説明ありがとうございました。毎回会議に出席させていただいて、皆さんの説明が大変分かりやすく、本当に荒川区というのは子育て支援が充実しているのを感じています。

今回、毎年この時期に、資料5の実施の状況について実績報告がありますが、様々な体系コード、事業名がある中で、例えば若者の支援では、基本目標6の施策の6-1、中途退学とかニートとかひきこもり対策に関して、乳幼児から若者にまで支援を広げているのは非常にすばらしいなと思います。と同時に、ここの記載の仕方ですが、例えば計画で実施、実績で実施というような書き方について、検討中というのは今検討していて、今後実施していくという表現、表記の仕方だと思いますが、具体的に例えば6-1-1、子ども・若者応援プロジェクト、若者相談のわっかを開設しましたよね。そういう中で、一体どのようなニーズがあって、どのような相談があって、大体何点ぐらい相談があるのかという具体的な数値に関しては、どこかお示しいただいているのでしょうか。

2点目、ショートステイに関して、行政側から広く周知の仕方を工夫して、区民の皆様にその情報を発信することによって、利用率とか、支援を受ける側の人たちが増えてくると思うので、今後も様々な形で、区報とか、それ以外の周知の方法について、お聞かせいただけたとあります。

後藤子育て支援課長

ご質問ありがとうございました。まず前段の実績につきましては、ここでお示しはできていないのですが、3月までにつくらせていただいた子ども・若者総合計画の中の後ろのほうに実際の6年度の現状値などデータ集を記載しております。こちらで代用させていただきたいと思っております。

長谷川副会長

実は、その内容とかを私たちが知ることは、とても大事なのかなと思っていて、今、若者の就労の件にしても、ニートの問題にしても、重要な案件ですよね。これからの中未来を担っていく若者が、本当に前向きな気持ちで、一生懸命意欲的に生きていけるようなサポートを周りの大人とか、私たち、行政側とか、そういう支援がとても重要で、これは例えば学校の現場でも、どういうような相談があって、どんなことで若者は苦労したり悩んでいるのだろうということを具体的に知ることによって、その前の、そうならない未然の支援であるとか現場でのサポートができるのではないかと思うので、そちらをまた見させていただければと思います。ありがとうございます。

本木子ども家庭部長

計画全般に関わることということで、私からお答えさせていただければと思います。

今、ご指摘いただきました部分につきましては、第2期の計画の、具体的に掲げました実施状況から引いてありますので、どうしてもこの辺り、検討ですとか実施ですとか、そんな形でしか見えなくなっているところは、先ほど子育て支援課長からもご説明させていただいたところです。なかなか分かりにくく申し訳ございません。

今年の3月に策定いたしました子ども・若者計画につきましては、委員の皆様のお力添えもありまして、特に若者支援といったところ、基本目標4でしっかりと分かりやすくさせていただきました。そして、先ほど長谷川委員からもお話がありましたけれども、若者が最近抱える課題ですとか問題というのがかなり複雑になってきております。そういう意味では、若者が課題を抱えている状態というのは、ある日突然それが課題となっているわけではなくて、小さい頃からの困難さですとかそういったことの積み重ねだと考えてございます。学齢期、乳幼児期、そういう切目がない支援が若者の支援への基盤となってくるものと考えておりますので、我々もしっかりと子どもの頃から若者までといった視点で、生まれてくる前から、切れ目ない支援をしっかりとやっていきたいと考えてございます。

後藤子育て支援課長

引き続き周知のところ、こちらにつきましては、お手元の資料5の8ページの一番上に子育て

支援情報の提供ということで掲載していますが、ホームページですとか、あと、子育て応援ブックというものをかなり幅広く配付させていただいておりまして、それ以外にもきっずニュースですとか、子育てアプリ「母子モ」というツールを使いながら周知を図っているところです。ここの中に「母子モ」のアプリの登録数が増えているのと、私たちは、保護者の方、お母様方と話す中で、意外ときっずニュースをご覧になっていて、特に交流サロンのイベントとかかなり細かく書いていますので、それを見ているような印象を持っております。今は紙ベースとデジタルベース、両方活用しながら、区報も含めですけど、周知を図っていく必要があるのかなと思っていますところでございます。

佐藤会長

ありがとうございます。では、そのほか、いかがでしょうか。

佐々木委員

荒川区市立幼稚園保護者の代表、佐々木です。いつもお世話になっております
本当に日々いろんな支援をいただいているのを日に日に感じて、先ほどの親子入浴事業も
ほぼ毎月、2か月に1回ぐらいは活用させていただいて、本当に子どもたち、銭湯に行くのを
楽しみにしていて、行ったら、この間は世界陸上を見ながら、牛乳を飲みながら、地域の人と
も交流できたようで、とても楽しい事業だと思います。ここで感謝を言わせてください。ありがとうございます。
できれば2日くらいあるといいのに、なんて思っています。行き損ねると悲しい気持ちになるので、すみません。

先ほどの区報のことで、疑問に思ったのですが、うちは新聞を取っていないので、新聞を取
っていると区報が入ってくるということでしょうか。取っていない方は、連絡をすれば、これは
有料なのでしょうか。ちょっとその辺がよく分からないなと思ったので。

後藤子育て支援課長

ご希望があれば、広報課の窓口で依頼がありましたら、郵送で個別にお送りしているところ
でございます。

佐々木委員

ありがとうございます。いつも会議のときに送っていたので、結構目を通しているのですが、できれば、荒川区は12万世帯ぐらいで、発行部数が5万と書いてあるので、デジタル化の
時代とは言いながらも、結構紙ベースで見るのは楽しいなと思うんですけど、もっと欲しい方
が増えるようにする、何らか、区報が手元に届きやすくなるような方法も考えられてはどうか
なと思いました。以上です。

後藤子育て支援課長

子育て支援課から説明させていただきます。

ご意見ありがとうございます。意外と今、デジタル化と言いながらも、紙があるとじっくり見
ることができて、イベントとかの周知にもつながるなど認識しているところでございます。5万
部というところはありますけど、折り込み以外に、ふれあい館ですか区民事務所や図書館

などで配布しております、あと、若干見づらいかもしれません、ホームページでも掲載しております、いただいたご意見も含めながら、区民全員に配付した方がより周知が高まるのではないかというご指摘かと思いますが、ちょっと持ち帰らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

長谷川委員

今のご意見に賛成というよりも、せっかくこんないいものを作っているので世帯数にお配りしたらいいんじゃないかなって私も思うのですが、例えば近隣の区でいろんな配付の仕方をしていますよね。そういうところはご参考にはされないのでしょうか。

小林委員

去年まで広報担当をしていたものですから、全戸配付の関係だと思いますけれど、23区の中では10区ぐらいやっているというのは伺っています。いろいろやり方として、どういうやり方があるのか、コスト等、いかに周知を図っていくのか、それから、先ほどあったようなデジタル化とのバランス、そういうようなことを全体的に考慮して、どのようにすべきかを検討しているところでございます。

また、1面を記事で埋めずに、写真とかイラストとかを使って、手に取ってもらうような工夫もしたりしております、それも含めて、区長等も変わった関係もあり、来年度、区をどうしていくのかということも今検討しておりますので、またその中でご案内できればと思います。よろしくお願いします。

佐藤会長

佐々木委員、よろしいでしょうか。

佐々木委員

はい。大丈夫です。

佐藤会長

荒原委員、お願ひいたします。

荒原委員

いつもありがとうございます。区報は、結構頻繁に出てると思うのですが。

後藤子育て支援課長

月に3回発行しております。

荒原委員

私は千代田線のところと、京成のコンビニの隣をチェックして、あと、ゆいの森、ふれあい館にも置いてあります。ジュニア版は小学校で配ってくれるので、必ず読むようにして、私のところには届いています。

私は、4点あります、1点目が、2-2-3にあったSNS関連について、これは今年の4月からタブレット学習が小学生全員に始まって心配しているという話を前にもしましたが、どういう使い方が問題かというのは、ちょっと判断が難しく、友だちからTikTokアカウントを開設して

いるからフォローしてくれと言われたという相談を子どもから受けたと、ママたちからもそういう話がありました。学校の先生にはそのことは伝えていて、フォローしていいのかと子どもに聞かれたときに、法律で駄目と決まっているわけじゃないし、犯罪でもないので、ルールがあり明確じゃない。家庭によってはSNSをしたり、物を販売したり、いろいろなインターネットを使った大人がやるようなことを子どもがしていて、それを許可している親がいる一方で、不安を抱えている親もいます。学校ではルールが決まっていなくて、何となくしないほうがいいんじゃないとか、自分で考えようという無責任な回答になってしまっているので、SNS関連の教育みたいなことをするのであれば、もう少しルールを明確にしていただけるとありがたいなというのが1点です。

もう一つは、全体で虐待の通報がすごく拾えていて、網目のようにできているというのは、この資料からもよく分かりましたが、私の感覚では、うちに虐待の疑いがかかって誰かが来たという報告を周りのママ友からちょいちょい聞きます。子どもが騒いでいただけ、きょうだいげんかしていただけ、とかで通報する人がいることに私自身は驚いています。家庭の中を見ているわけではないので、実際はそこで何か問題があったのかもしれないけれども、その一方で、あそこの家に行ってほしいようなところには、行っているとは全然耳にしないので、どんどん通報しましょうということなのか、ちょっとこの辺がよく分からないなというのが2点目です。

3点目が、さっきの6・1・7の若者の居場所問題で、検討になっていたと思うんですけれども、学校にもよりますが、中学校の部活が異常に少ないという感覚があります。今6年生の子どもたちが中学校になったらどこに行くかというので、親たちが必死に課外活動を探したり、中学校の部活のために学区外の中学校に行ったり、あるいは、もうしようがないから中学受験するとなったり。居場所がないことも中学受験が加熱する背景にあるのかなと思っています。結局、部活に入らない、あるいは入りたい部活がない子たちは、ふれあい館に行って、小学生に何か悪いことをしたり、公園でずっと遊具を占領したり、若者といっても、中学生ぐらいの子の居場所というのが大事なのかなと、小学生の親ですけれど、感じています。

最後は、あまりにも小学校の先生の盗撮の話が多過ぎて、子どもがニュースとかで、あれって何と聞いてくるんですけども、答えづらいというのがあって、悩んでいます。個人的な話で申し訳ないのですが、以上です。

佐藤会長

では、4点ご質問いただきましたが、お願いいいたします。

下条指導室長

ご質問ありがとうございました。

私のほうからは、1点目のスマートフォン等々のご家庭でのSNSルールのこと、それから最後の4点目の教員による性加害等についてお答えをさせていただきます。

荒川区でもタブレット端末等を子どもたちにお渡しさせていただいて、授業等、また学習等で必要なものについて、アプリを入れ、また、学校等で使用のルールを決めて、保護者の方々

と話合いをしていただきながら、どのように使っていくか、使い方を学習するというご説明をさせていただいております。

先ほどご質問がありましたのは、スマートフォン等でのアプリの使い方もあると思いますが、その際には、スマホというはご家庭の持ち物ということもございます。ご家庭の教育方針、また、生活リズム等々を鑑みながら、ぜひこれは保護者の方とお子様とよく話し合っていただきながら、自分から使い方を考えていくというところ、また一方で、どのようなトラブルがあるのか、困ったことがあつたらすぐ相談してほしい、また、パスワードや利用状況をおうちの人と共有するといったところをお話合いいただくことがトラブルの早期発見、早期解決につながるのではないかと思います。

いずれにしましても、そうした学校での学びとご家庭での話合い、役割、こういったものを共有させていただきながら、子どもたちのこうした情報活用能力を育んでいきたいと考えております。

2点目でございます。教員による性加害につきましては、ご指摘のとおりで、私どもも大変深刻な問題であると考えております。教員の指導につきましては、私も今月に入りまして、校長会、また副校長会があり、そちらで冒頭、時間を使い、具体的な事例を挙げながら、決してあってはならないことである、特に保護者、地域の皆様方の信頼失墜につながるというところを指導しております。

子どもたちに対しましても、こうしたことがあるということは事実ではございますが、荒川区の教員は、子どもたちのため、また地域、保護者の皆様の信頼を損なうことがないように日々努めています。もし何かお気づきになるようなこと、ご心配になるようなことがございましたら、学校の校長、副校長、もしくは私ども教育委員会にお伝えください。安心して学校に子どもが通っていただけるよう、私たちも全力で努めてまいります。よろしくお願ひいたします。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長

先ほど虐待の通報が増えているというご意見をいただきました。ありがとうございます。こちらのお配りした資料の中ですと、資料4の冊子の21ページに経路別受付状況にどこから虐待の連絡が入ったかという経路別の統計を記載させていただいております。

上の段が令和5年度、下の段が令和6年度となっておりまして、その中で特に虐待相談として入ったのが令和5年度、令和6年度の下の行となっています。その中で、列でいうと左から2列目に近隣・知人という経路が今、荒原委員からご意見いただきました近隣からのご連絡になっております。令和5年度ですと、近隣・知人59件のご連絡、令和6年度は28件となっております。

もしこういったご連絡を子ども家庭総合センターにいただいた場合、必ず虐待かどうかの調査をすることが全国のルールで定められておりまして、まずは訪問させていただいて、実際に不在票など入れさせていただくケースもございます。ただ、この件数に記載されている28件全てが結果として虐待であったということではなくて、その中で、先ほどおっしゃっていたご近

所同士のトラブルに近い形でご連絡いただいた場合には、虐待ではなかった非該当として児童相談所が判断したケースもございます。

一方で、あそこの家にこそ行ってほしいのにみたいなケースもあるというお話を伺いました。そういうたたきましては、躊躇なくご連絡をいただければ幸いでございます。もちろん、こちらも通告元は秘匿で対応させていただきますので、そういうたたきな深刻なケースがございましたら、ぜひこちらにご連絡をいただければありがたいです。

本木子ども家庭部長

補足になりますけれども、先ほどのご質問の中では、ちょっとこれは違うんじゃないかなというところでも通報が入ってしまってというご質問だったかと思います。我々、広報をする際に、少しでももしかしたらと思ったら、ぜひ189なりにお声がけくださいと言っております。その意味合いといたしましては、そういうことを躊躇してしまうと、大きなことを見過ごしてしまう可能性があるといったこともございますので、もしかしたらと思ったら通報してくださいとお願いしております。もし虐待があったとしても、我々としては、虐待があったことを責めるのではなくて、決して虐待というのは許されることではないんですけれども、その背景としては、保護者の方が不安に思っていることや、それから、孤立になっているとか、複雑な課題などを抱えていることが少なくございません。子どもたちの安全を守るといったところももちろんですけれども、虐待があったことを責めるのではなくて、何がお困りなのかといったことを寄り添って支えていくという姿勢がとても大事だと思っております。

もしかしたらということで通報いただきまして、何かお困りごとがありましたら、我々は家庭に寄り添いながら、しっかりと支えていきたいという思いがございますので、もしかしたらというところでお声がけしているというところはご理解いただければと思っております。

後藤子育て支援課長

最後に、子育て支援課のほうから、若者や中学生の居場所みたいなところについて説明させていただきます。

第2期は検討で終わったというところがあり、第7期についても、若者の居場所の充実で掲げている状況でございます。今まで、支援が必要なお子さんに対してどのようなアプローチができるのか、どんな居場所ができるのかということを計画では掲げているところでございます。今、委員からお話のありました中学生、部活を含めたというところは、様々な部署と意見交換しながら、どういったことができるのかなということは考えていく必要があるのかなと思っております。

また、若者の部分は、注目を浴びている部分でもございますので、そういうたたきも含めながら、未来を担う若者が自分の選択肢ができるような場をつくっていく、居場所もつくっていくということは、いろいろ考えていきたいと思っているところでございます。

佐藤会長

4点お答えいただきましたが、どうでしょうか。

荒原委員

ありがとうございます。

佐藤会長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

瀧原委員

私も4点質問をさせていただければと思います。

まず1点目、学童クラブについて資料の3-1ですけれども、学童クラブ、上の子が今通っておりまして、1クラス40名の定員といった話がございました。私の子どもが通う学童クラブは、広くなつて居心地がよくなつたようですが、ほかの学童クラブ、面積で1クラス40名と決まつていても、かなりぎゅうぎゅうになつていて、子どもたちが走り回つたりするとぶつかつてしまつたり、ストレスがたまるような状況になつてゐる可能性もありますので、定員人数というだけではなく、十分な広さが確保できているのかどうかも見ていただくといいのかなと思いました。

また、裏面のところ、にこにこスクールが5時までのところが多く、今働いておりますと、子どもが大きくなるにつれて時短勤務がなくなつてきてまして、子どもが5時に帰つてから、親が帰つてくる夜7時ぐらいまで、家に一人でいなくてはいけない、あるいは暗い中、出かけていってふれあい館などで勉強したりというような状況が結構発生するということがありまして、4年生以降、どうやって過ごすのか。先ほどの若者の居場所というところがありましたけれども、少し不安に思つてゐる部分もございます。なので、できれば、4年生から6年生の学童クラブでの受入れ、ないしはにこにこスクールで6時までの受入れを拡大していただくようなご検討もしていただけるとうれしいなと思っております。

2点目ですけれども、資料5の1-1-22、思春期保健教育のところ、がん予防出前授業、これは親子の公開授業で参加をさせていただきました。その中で、子どもですが、親のほうががん検診に行かなきゃと、親の中で話題になりました。また、親子で命を考えるきっかけにもなつたので、公開授業などでこういったテーマを取り上げていただけすると親子で一緒に考える機会になつて、いいのではないかと思いました。

3点目ですけれども、同じく資料5の29ページ、5-1-4ですが、就学支援のところです。今、学用費や給食費が支給をされておりまして、大変助かっていますけれども、こちらを見ますと、生活保護受給者または準ずる者の認定率が令和6年度は30%を切つています。こちらは支援が必要な方ということなのに、これだけ認定が低いのはどうしてなのかなというのと、もし支援が必要なところがあれば、もう少し支援してもいいのではないかと思いました。そこをご説明いただければと思います。

最後、4点目、32ページの5-2-3の児童養護施設等退所後の自立支援について、こちらは退所後の若者の支援ということですけれども、区の中でも、例えば、自立されるときに家電、家財などの支援ができるような交換プロジェクトみたいなものですね。うちでは、単身赴任の

夫が帰ってきて、家財とか家電がいっぱい余ってどうしようかなというときに、使っていただけないかなと思ったこともあります、そういう情報提供ができるような場所があれば、使っていただけるんじゃないかなと思いました。以上です。

佐藤会長

では、4点よろしくお願ひいたします。

村上児童青少年課長

まずは学童クラブの面積の件についてお答えいたします。

学童クラブの面積要件につきましては、児童1人当たり1.65平米以上ということが区の条例で決まっておりまして、そこは全学童クラブにおいて守っていることが前提です。先ほど少し紹介しましたが、東京都の認証学童クラブにつきましては、一応基準としては1人当たり1.98平米以上、20%増しになっておりますが、今、全都的に待機児童が多く発生している状況の中、これを1.98平米に変えてしまうと待機児童がさらに発生してしまいますので、当面の間は1.65平米の経過措置が設けられています。

ただし、荒川区としては、認証学童クラブに移行するに当たり、特に先ほど紹介しました新たに開設する峠田小学童クラブにつきましては、1人当たり1.98平米を守った形で施設を整備していき、将来的には全学童クラブにおいて1.98平米に移行していきたいと思っております。

三日小につきましては、ご案内がありましたが、旧東日暮里幼稚園のところに移動しまして、比較的広い形で子どもたちは伸び伸びと過ごしています。また、大きな学童クラブにつきましても、必ず支援の単位、ひとクラスごとの基準をしっかりと守って運営しておりますが、ご指摘があったように、危険な場面も発生していないかというと、そうは言い切れない部分もあると思います。そうしたところは主任連絡会等で学童の職員が一堂に会する場等でも情報共有し、子どもたちが安全に過ごせるように今後もしっかりと運営をしてまいりたいと考えております。

にこにこスクールの18時までと17時までににこにこスクールが混在しているというところでですが、こちらは、まず学童クラブは就労要件があります。にこにこスクールは就労要件がなくて、誰でも登録いただければご利用いただけるという違いがございます。その意味でいきますと、にこにこスクールの役割は、放課後から午後5時まででも十分果たし得ると考えておりまして、それ以降の生活の場が必要な場合におきましては、学童クラブをご利用いただきたいと考えています。

一部6時までとなっている学童クラブがある理由ですが、平成27年度から始まりました国の放課後子ども総合プラン、平成7年以前から運用を開始していたにこにこスクールで、現時点においても場所等の確保から、学校の中で学童クラブとにこスクールの一体的な総合プランを運用できていないにこにこスクールということで、6時までとなっています。ただ、例外がありまして、汐入東小につきましては、一体型総合プランになっているのですが、まだ6時が残っていまして、その辺りにつきましては、整理が必要かと考えてございます。

もう一つ、高学年の学童クラブを充実できないかというお話をしたが、今、各地域にそれぞれ高学年が受入れできる、4、5、6年生が登録できる学童クラブ、全部で10か所ご用意させていただいているとして、今のところ、ご希望いただければ、どこかしらの学童には入れるキャパになっていますので、ご希望があれば申請をいただければと考えてございます。

田中健康推進課長

健康推進課から思春期保健教育についてご説明させていただきます。

今、保健所では、健康教育講演会ということで、中学校を対象に性感染やエイズ予防、こちらのテーマにつきましては、学校と調整させていただきながら進めているところでございます。

保健所で実施した件数といたしましては、5件ではありますが、実際に学校から、保健所ではなくてほかの機関にご依頼しているということもあると聞いています。学校ごとにテーマを決めて、各機関に依頼しているようです。

内容につきましても、専門のアドバイザーやクリニックの先生などがやらせていただいているので、いただいた意見を保健予防課にも伝えながら、充実したものにさせていただければと思います。

下条指導室長

今の思春期保健教育のがん予防出前授業について補足をさせていただきます。

ご指摘、本当にありがとうございました。こちらの資料6ページでは、HIV、がん予防出前授業は全校ではないように映っていますが、こちらは指導として全校で行うことが決まっていますので、出前授業でなく、通常の授業の枠の中で教員が指導しているという場面もございます。

また、ご指摘のように、がんにつきましては、子どもの健康教育の効果を最大限高めるということでも、ご家庭と連携することが大変重要であると考えております。がん予防というのは、喫煙や食習慣、または運動といった日々の生活習慣に大きく関わっておりますので、ご家庭の保護者の方が正しく理解していただくということは、子どもの健康的な生活の生活習慣を形成するということで意味があると考えております。ですので、こうした機会がありましたら、積極的に保護者の方も参加していただきたいと思いますし、もし授業の中であった場合には、お子様にどんな授業があったのかということをご家庭でも共有していただけたらと思います。

また一方で、保護者の方世代のがん検診といったところも必要かと思いますので、専門的な知識を持った講師等々の情報を得ていただきながら、学校、また子どもたち、それから保護者といった皆様方と思春期保健教育を進めていけたらなと考えております。

渡辺学務課長

就学援助の部分について学務課よりお答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、就学援助につきましては、所得のラインを設けまして、世帯の所得に応じて支給認定する、しないというのを判断させていただいております。

世の中が賃上げ等で所得が上がっている状況になっており、また、共働き世帯が増えてい

る中で、このラインを超えていく家庭が年々増えておりますので、それが認定率に表れております。ただ、委員に先ほどご評価いただきました、今年度より区で保護者負担軽減事業を開始させていただきました。学校でこれまで定期的に保護者の皆様から徴収しておりました教材費などの学校徴収金を原則廃止いたしまして、学校徴収金に相当する教材費並びに校外学習費、あとは、これは23区でもトップレベルになりますが、卒業アルバム費につきましても、補助する保護者負担軽減を図って、保護者負担を実質なくしている状態であります。

就学援助で、もともとありました校外学習費、修学旅行費など様々な支給メニューがありましたが、それを今回の保護者負担軽減事業で対応するようにしました。就学援助ですと、どうしても1円単位の所得の差で認定する、しないという差が生まれてしまいまして、たった1円の差で就学援助が受けられる家庭、受けられない家庭というのが分かれているというよりは、区立学校にお子さんを通わせてよかったですなど実感していただけるように、均しく保護者の皆様の負担をできるだけ軽減していくこうということで、保護者負担軽減事業を始めさせていただきました。これによって、学校間でこれまで保護者の皆様から集める徴収金で購入できる教材とかの差がありました。その辺についても各学校が全く同じものを買うわけではないですが、平準化されるように、区内どの学校に通っても、義務教育の基本理念であります等しく学習ができる環境というのを区としても整えていきまして、また、所得の差に関係なく学んでいける環境を整えたところでございます。

また、本区等を含めて、数区が先進的にこの事業を、どの区も若干メニューは異なりますが、開始しております。保護者の皆様に区立学校を選んでいただくという部分で、この事業を開始させていただきましたが、就学援助につきましても、認定する、しないの観点ではなく、保護者の皆様に教材費等の負担軽減をある程度見える形での施策として実施させていただきましたので、これからも保護者の皆様が区立学校に通学させてよかったですなど思える事業を教育委員会としても推進してまいりたいと考えてございます。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長

4点目の児童養護施設の退所後の自立支援で答えさせていただきます。32ページの5-2-3です。まず児童養護施設を退所し、一人で生活していく、ケアリーバーの支援は、なかなか光が当たりにくい部分であって、今回ご質問いただいたて気にかけていただき、ありがとうございます。

区では、令和5年度からケアリーバー支援で、ひとり暮らしあるいは大学に入るとき、あるいは免許を取りたいとか、そういうところに対する支援をしておりまして、一律20万円ほどの経済的な支援をケアリーバーの方にしていて、それ以外に免許等の資格を取得したいというときにも、別途お金をご用意しているような状況でございます。

区としても、ケアリーバー支援、もっといろんなことができるのではないかと思っていまして、今、委員からいただいたことも参考にさせていただきながら考えていきたいと思っているところでございます。

また、家電や家財とかでご不要なところについてですが、区では清掃リサイクル課でリサイクルひろばを区のホームページで情報公開しております。結構な頻度でやり取りしていて、そういう場も使えると思いますので、情報提供させていただきます。

佐藤会長

ありがとうございました。4点お答えいただいたと思いますが、いかがでしょうか。

瀧原委員

ありがとうございます。

佐藤会長

では、そのほかお願いいたします。

上羽委員

中学校PTA連合会の上羽と申します。

荒川区は何とすてきなんだろうかと、私は荒川区に住んで15年ですけれども、とてもこの区に愛着が持てているのは、きっとこのような担当の方々が見えないところで働いてくださっていることが子育てのしやすさであり、また、学校の先生方にもとても愛着を持って接していただけていることにつながっているんだと思い感謝しております。

広報、周知の問題が先ほど出ていましたけれども、子育てに関する情報が必要な方に届くにはどうしたらいいんだろうかと。これは実は中PTA連も講演会をしたときに、内容に興味を持ってくださる方にどうしたら来ていただけるだろうかということですごく知恵を絞りました。この情報はこの方にきっと受け取っていただけるだろう、この方がきっと欲していらっしゃるだろうということを、いかに1対1で、押しつけではなく、つながりの中でご提案やお知らせができるのかと。

そう考えますときに、各部署の中にキーパーソンといいますか、キーになる役職の方がいるよいのではないかと考えたわけです。

例えば、今、スクールソーシャルワーカー(SSW)が全校に来てくださっています。こちらの会議でいただいた『あらかわ子育て応援ブック』に、団体一覧がありまして、情報共有しておくと、SSWもつなぎやすいのではないか。これは悉皆研修で行う必要があると考えてございます。

志の高いSSWは既に会議に何遍も参加してくださっているんですね。だけれども、区としてできるのは悉皆研修なのかなと思いました。それが1点です。

2つ目です。これも先ほどから聞いていて、障害者権利条約にある「Nothing about us without us」という、私たちのことを私たち抜きで決めないでという言葉がとてもこの会議にぴったりだと思いました。私たちの声を聞いてくださることもそうですし、恐らく各部署で声を聞いて生かしたすばらしい取組がありましたらご紹介いただけたらと思います。恐らく数字からだけでは見えない声があるのではないかなと思っています。

最後に、中PTA連では、荒川区に愛着を持つ子どもたち、それから保護者が地域を大事にして

いく荒川区の独自性みたいなものを構築していくことが大事だという考えが出ました。PTAとしても、今いろんな場所が高齢化しているわけですけれども、その架け橋となるような取組をしていきたいと考えております。

この独自性ということで欠かせないと思っているのが、「ゆりかごから墓場まで」という形でしょうか。全ての子どもが自分らしく、もしくは大人も自分らしく生きられるようなインクルーシブ教育を荒川区は目指すのかどうか。教育が社会をつくると思います。荒川区の風土をつくると思っております。ぜひ荒川区がインクルーシブ教育、国連から勧告を受けてもう数年になりますけれども、目指されるのかどうか。もしくは荒川区独自の教育施策などがあったらと思います。中PT連では、例えばですが、校長先生が1つの学校でじっくり教育を展開できるようなシステムであったり、先生方の心、体を含めて、サポートやフォローをする荒川区独自の取組があったら、先生方にも選ばれる区になるのではないのか、愛着を持てる区になるんじゃないのかというようなご意見が出ました。

長くなりました。以上です。

佐藤会長

ありがとうございました。では、事務局からよろしいでしょうか。

塩尻教育センター所長

上羽委員におかれましては、先日のあらかわ子ども応援ネットワークの参加、ありがとうございました。私も参加させていただきました。現在、荒川区のスクールソーシャルワーカーなんですが、今年度から18名に増えて、実際ほとんどのスクールソーシャルワーカーがあらかわ子ども応援ネットワークに参加しています。年3回実施される中で、できるだけ参加するようにしておりますので、いただいた情報は子どもたちに必要とされるご家庭に届けるようにということで、参加させていただいております。

今日の資料の5-5-1にスクールソーシャルワーカーの配置について書かせていただいて、1人当たりの相談件数が書いてあるんですけども、令和4年度から5年度にかけて大きく減少している原因といたしましては、スクールソーシャルワーカーが10人体制になったというところです。さらに、今年18人体制というところで、今、現在、大体1人当たり100件程度の案件を抱えています。年間通してこのままだと200件ぐらいなので、約倍にしたというので約半分になるかなと目算していますが、1件当たり、できるだけ深く関わるように、こちらとしても中学校は配置、小学校は巡回で、必要な情報が必要な方に届くような体制を今組んでいるところでございます。

それから、3番目に言われた中PT連のインクルーシブ教育というところですけれども、各学校でこちらのほうはもちろん交流というところを大切に取り組んでいます。私も昨年度まで第四中学校の校長をしておりましたので、毎週決まった時間を設けて、特別支援学級のところに通常の学級の子どもたちが参加し、特別支援の子どもたちにとっては、多数の子どもたちと触れ合う場をと考えておりました。こうやって各学校で特別支援学級の子どもたちと触れ合う中

で学んでいくことというのは大きくありますので、しっかりとこの点については各学校を支援しながら取り組んでいきたいと思っております。すみません。先ほどのは30ページの5-1-5でございました。

菊池教育部長

教育部長の菊池です。1点補足をさせていただきます。

校長先生は独自で、より愛着を持ってもらえるようなインクルーシブ教育を含め、荒川区独自の教育を進めるという点においては、実は荒川区は、小学校も中学校も学校パワーアップ制度というものを持っておりまして、校長が独自で使える予算というのを、予算の額は生々しいので申し上げませんが、相当な校長裁量の予算を各校長先生につけておりまして、独自な部分も活用できるようにということをやっております。これは他区からいらっしゃった校長先生に伺うと、大変厚いシステムだとご評価をいただいておりますので、こういった予算も伸ばしながら、子どもたちにも先生方にも荒川区により一層愛着を持って進めていただけるように、私どもも尽力してまいりたいと考えてございます。

本木子ども家庭部長

2点目のご質問でございますけれども、まず我々子ども家庭部では、このような形で幅広い関係する皆様からご意見いただくという取組がまず一つと、それから、子どもを真ん中に据えるといったところでは、令和5年度に子ども権利条例をつくりました。それをきっかけといたしまして、子どもの意見を取り入れるという視点から、子ども議会というものをやっております。これはもう3年目になるんですけれども、区政に対するお子さんのまっすぐなご意見ですとか熱いご意見、いろんなご意見をいただきまして、そういうものを少しでも区政に反映できるようにといったところで取組を進めておりますのと、あと障がい者の権利条約の話が出ましたけれども、今日、障害者福祉課長もいますけれども、障がい者の関係でいきますと、当事者の方を交えました自立支援協議会といった会議体がございまして、そこから障がい当事者の方のお話を聞いて施策に反映できることは反映する、そういう取組をしてございます。

これは一例でございまして、また、各所管におきましても、関係する皆様方からご意見を少しでも多く取り入れられるような体制で区政に反映していきたいという気持ちで取り組んでおります。引き続き皆様からの忌憚のないご意見が私たちへのエールにもつながりますので、ぜひ今後とも引き続きよろしくお願ひしたいと思ってございます。

上羽委員

ありがとうございます。重ねてで申し訳ないのですが、SSWの方も勤務時間があります。時間外になると思うので、悉皆研修の中できちんと予算を取って取り組まれるということを最後に望みます。

佐藤会長

それでは、これにもちまして令和7年度第2回荒川区子ども・子育て会議を終了させていただきます。ご協力、本当にありがとうございました。